

令和2年度の目標及びそ の達成に向けた活動計画

都道府県名：奈良県
農業委員会名：十津川村農業委員会

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：奈良県
農業委員会名：十津川村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	243
自給的農家数	179
販売農家数	64
主業農家数	—
準主業農家数	2
副業的農家数	62

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	80
女性	44
40代以下	3

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	—
基本構想水準到達者	—
認定期新規就農者	—
農業参入法人	—
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	30	76				106
経営耕地面積	16	31	30	1		47
遊休農地面積	3	5				8
農地台帳面積	47	173				220

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	106ha	0ha	0%
課 題	本村の農地は、ほ場整備等が実施されておらず、利用集積はされていない。しかし、農地の多面的機能を維持するためには、農業者への作業委託や使用貸借を促す必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 Oha	(うち新規集積面積 Oha)
目標設定の考え方:※農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想が制定されていないため。		
活動計画	農地利用を促進するため、農業者に作業委託や使用貸借を促す。(活動時期:水稻作付地調査時5～7月 農地許可申請現地調査時→随時)	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	1経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	Oha	0. 1ha	0.1ha
課 題	本村農地は急峻で耕作条件が不利なことから、親元就農以外の新規就農が少ない状況である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	0. 2ha
活動計画	農地利用が可能と考えられるIターン者や定年帰農者などに村当局とともに農業関係支援事業等を説明し、農地の利用を促す。(活動時期:水稻作付地調査時5～7月 農地許可申請現地調査時→随時)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 106ha	遊休農地面積(B) 8ha	割合(B/A×100) 8%
課 題	高齢化、後継者不足、また、有害鳥獣による被害で農林産物の生産は厳しい状況であるが、農地の維持と保全管理を今後も周知していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

活動計画	目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha 目標設定の考え方:遊休農地で保全管理の可能なところを解消する。		
		調査員数(実数) 12人	調査実施時期 7月～10月	調査結果取りまとめ時期 7月～10月
	農地の利用状況調査	調査方法	1. 30年の調査結果による台帳と地図を整備する。 2. 総会で農業委員による調査地区を決定し、会長が調査委員を任命する。 3. 調査員と事務局職員による調査を実施する。 4. 農地台帳への入力を実施する。	
		実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 1月～3月	
	その他	村広報誌で農地の保全管理を周知する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 106ha	違反転用面積(B) 0ha
課 題	遊休農地での違反転用が懸念されるので、重点的に監視に取り組む。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地の違反転用が行われることのないよう、村広報誌での周知や農地パトロール(7月～10月)を実施していく。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入